

ご契約者の皆さまへ

# 医療保険改定のご案内

2023年2月1日より医療総合保険・引受基準緩和型契約特約付医療総合保険・医療総合補償特約付傷害総合保険を改定いたします。先進医療費用補償特約、入院諸費用補償特約、回復支援費用補償特約がセットされている契約について、改定日以降本改定が適用されます。本ご案内をご確認いただき、引き続き AIG 損害保険株式会社をご利用くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 商品の改定

### ① 先進医療費用補償特約の補償内容を拡大します。

医療総合保険・引受基準緩和型契約特約付医療総合保険・医療総合補償特約付傷害総合保険

先進医療による療養のほか、患者申出療養を受けた場合にかかる技術料や交通費、宿泊費も実費でお支払いします。2023年2月以降に受けた患者申出療養が対象となります。

患者申出療養とは

未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用したいという困難な病気と闘う患者の思いに応えるため、患者からの申出を起点とし、安全性・有効性等を確認しつつ、できる限り身近な医療機関で受けられるようにする制度です。

※引受基準緩和型契約特約付医療総合保険については、患者申出療養についても、最初のご契約の保険期間の開始日からその日を含めて1年間の支払削減期間が設定されます。

詳細は裏面をご覧ください

### ② 入院諸費用補償特約の補償内容を拡大します。

医療総合保険・引受基準緩和型契約特約付医療総合保険・医療総合補償特約付傷害総合保険

入院した場合に負担した諸費用のうち、同居の親族の保育所や介護施設への預入費用などのほか、障害福祉サービス・障害児通所支援の費用を補償します。2023年2月以降に開始した入院が対象となります。

ただし、以下の費用を合わせて【15,000円×雇入・預入日数】が限度となります。

清掃代行サービス業者雇入費用

ホームヘルパー雇入費用

保育所への預入費用

ベビーシッター雇入費用

介護施設への預入費用

障害福祉サービスの費用

障害児通所支援の費用

ペットシッター雇入費用

ペットホテル等への預入費用

など

【15,000円×雇入・預入日数】が限度

上記の雇入・預入費用のうち、清掃代行サービス業者・ホームヘルパー・ベビーシッターの雇入費用、保育所への預入費用のお支払い条件を変更し、以下のいずれかに該当した場合に保険金をお支払いします。

2023年2月以降に開始した入院が対象となります。

- ・家事従事者である被保険者の入院中に発生した費用をお支払いします。(家事従事者には一人暮らしの方を含みます)
- ・家事従事者が入院中の被保険者に付添した場合、付添期間中に発生した費用をお支払いします。(医師の指示の有無は問いません)
- ・家事従事者でない方が入院中の被保険者に付添した場合、医師が認めた付添期間中に発生した費用をお支払いします。

詳細は裏面をご覧ください

### ③ 回復支援費用補償特約の補償内容を拡大します。

医療総合保険

回復支援費用補償特約の回復期にかかる費用のうち、抗がん剤治療を受けたことによる脱毛のためのウィッグ(かつら)の費用については、入院前、または入院を伴わない場合でも保険金をお支払いします。2023年2月以降にガンと診断確定された場合が対象となります。

また、療養・介護のために必要となった機器については購入費用のほか、支払対象期間中のレンタル費用もお支払いします。2023年2月以降に開始した入院が対象となります。

詳細は裏面をご覧ください

## 改定内容の詳細

以下の赤字で記載している部分が今回の商品改定箇所となります。

保険始期日が改定日（2023年2月1日）以前のご契約についても本改定が適用されます。

なお、この改定によるお手続きや保険料の変更はありません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用 保険金	<p>日本国内で先進医療・患者申出療養による療養を受けた場合に必要となる費用の額をお支払いします。(注)</p> <p>(保険期間を通じて2,000万円限度)</p> <p>(注) 患者申出療養は、2023年2月1日以降に受けた場合に限り、補償対象となります。</p> <p>お支払いする保険金</p> <p>次の費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先進医療・患者申出療養の技術に係る費用</li> <li>先進医療・患者申出療養を受けるために必要とした交通費（転院・退院のための交通費を含みます。）</li> <li>宿泊施設の客室料（1泊1万円限度）</li> </ul>	<p>次の事由によって生じた病気またはケガに対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険期間の開始日（※）より前に被った病気またはケガ</li> </ul> <p>(注1) 健康状態を正しく告知されたうえでのご契約や特定部位・特定疾病等補償対象外などの特別条件を付けたご契約であっても、保険期間の開始日（※）より前に被った病気またはケガについては、保険金をお支払いできない場合があります。</p> <p>(注2) 保険期間の開始日（※）から2年経過後に発生した入院などについては、保険金をお支払いします。</p> <p>(※) 継続契約の場合は、継続されてきた最初のご契約の保険期間の開始日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ</li> <li>地震・噴火またはこれらによる津波、放射線照射・放射能汚染</li> </ul> <p>(注) これらの事由により保険金支払事由に該当した被保険者数の増加などが、この保険の計算の基礎に及ぼす影響の少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</li> <li>精神疾患、知的障がいなどに起因するケガ</li> <li>妊娠または分娩（異常妊娠または異常分娩については、保険金をお支払いします。）</li> <li>故意または重大な過失</li> <li>自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>戦争・革命・内乱・暴動など</li> </ul>
入院諸費用 保険金	<p>保険期間中に入院した場合に負担した諸費用をお支払いします。なお、日本国内での入院に限りませんが、公的医療保険制度の利用の有無は問いません。</p> <p>(1回の入院についてご契約の支払限度日数を限度とし、また、ご契約の保険金額を限度)</p> <p>お支払いする保険金</p> <p>次の費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>差額ベッド代（〔ご契約の額（1万円、1.5万円または3万円）×入院日数〕限度）</li> <li>ホームヘルパー・ベビーシッター・清掃代行サービス業者の雇入費用（※1）、保育所への預入費用（※1）、介護従事者・ペットシッターの雇入費用（※2）、介護施設・ペットホテル等への預入費用（※2）、障害者総合支援法に規定する「障害福祉サービス」・児童福祉法に規定する「障害児通所支援」に要した費用（※3）（〔1.5万円×雇入・預入日数〕限度）</li> <li>入退院・転院時の交通費</li> <li>諸雑費（1日につき1,100円。2022年9月現在）</li> <li>親族付添費（1日につき4,200円。2022年9月現在）および付添いのための交通費・寝具料（※4）など</li> </ul> <p>(※1) 医師が認めた付添期間中（※5）または家事従事者である被保険者の入院期間中に発生した費用に限り、なお、2023年2月1日以降に開始した入院から、一人暮らしの方も家事従事者に含めます。</p> <p>(※2) ペットシッターの雇入費用、ペットホテル等への預入費用の対象となるペットは、被保険者が日常的に居住している主な場所において飼っている哺乳類、鳥類または爬虫類に限り、なお、2020年1月1日以降に開始した入院により負担した費用に限り、なお、</p> <p>(※3) 2023年2月1日以降に開始した入院により要した費用に限り、</p> <p>(※4) 重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が認めた期間に限り、</p> <p>(※5) 2023年2月1日以降に開始した入院から、家事従事者が入院中の被保険者に付添いした場合は、医師の認めた期間にかかわらず、付添期間中に発生した費用が対象となります。</p>	<p>(注) これらの事由により保険金支払事由に該当した被保険者数の増加などが、この保険の計算の基礎に及ぼす影響の少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</li> <li>精神疾患、知的障がいなどに起因するケガ</li> <li>妊娠または分娩（異常妊娠または異常分娩については、保険金をお支払いします。）</li> <li>故意または重大な過失</li> <li>自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>戦争・革命・内乱・暴動など</li> </ul>
回復支援費用 保険金	<p>保険期間中に入院を開始した場合（※1）において、支払対象期間（※2）中に日本国内で負担した費用に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(保険期間を通じてご契約の保険金額限度)</p> <p>お支払いする保険金</p> <p>次の費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外貌醜状などの形成外科治療に要した費用</li> <li>義歯・義手・義足・義眼または義毛（※1）などの費用</li> <li>被保険者の居住する住宅の改造費用（「保険の約款」に定める高度障害状態となった場合）</li> <li>療養・介護用機器の購入費用（※3）</li> </ul> <p>(注) 自己負担額（「同一の病気」または「同一のケガ」（※4）に対して3万円）があります。なお、ガンと診断確定された場合の義毛の費用については、入院開始前に負担した費用と入院開始後に負担した費用の各々に対して、自己負担額があります。</p> <p>(※1) 2023年2月1日以降にガンと診断確定された場合は、義毛の費用については、入院を伴わない場合も対象となります。</p> <p>(※2) 支払対象期間とは、次のア。からイ。までの期間をいいます。</p> <p>ア. 入院を開始した日</p> <p>イ. 入院が終了した日からその日を含めて2年を経過した日（入院を開始した日が2023年2月1日以降の場合は、入院が終了した日からその日を含めて2年を経過した日の月の末日）ただし、2023年2月1日以降にガンと診断確定された場合の義毛の費用については、診断確定日から入院開始日の前日までの、診断確定日を含めて最大2年を経過した日の月の末日までの期間も、支払対象期間となります。</p> <p>(※3) 2023年2月1日以降に開始した入院から、支払対象期間をレンタル期間とするレンタル費用も対象となります。</p> <p>(※4) 支払対象期間の終了日までに、再びその病気またはケガの治療のために入院した場合は、「同一の病気」または「同一のケガ」とみなします。</p>	<p>(注) これらの事由により保険金支払事由に該当した被保険者数の増加などが、この保険の計算の基礎に及ぼす影響の少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</li> <li>精神疾患、知的障がいなどに起因するケガ</li> <li>妊娠または分娩（異常妊娠または異常分娩については、保険金をお支払いします。）</li> <li>故意または重大な過失</li> <li>自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>戦争・革命・内乱・暴動など</li> </ul>

●このチラシは商品改定の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

約款についてはHPをご確認ください。

<https://www.aig.co.jp/sonpo/eyakkan>



AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

4A9-921 (4A8-121) 22-05Z005 22-10 50K (KT)